

平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会社名 丸 三 証 券 株 式 会 社
住所 東京都中央区日本橋 2 - 5 - 2
代表者名 取締役社長 長尾 榮次郎
(コード番号 8613 東証・大証 1 部)
問合せ先 企画部長 高橋 耕司
TEL 03 - 3273 - 4973

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 88 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 金融商品取引法の施行に伴い、第 2 条に定める目的のうち、第 1 号、第 2 号及び第 15 号の字句を金融商品取引法の用語に改めるものです。
- (2) 取締役の解任決議要件を加重する第 19 条第 3 項を削除し、会社法の定める決議要件に従うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次ページ以降に記載の現行改正案対照表のとおりです。

3. 日程

定時株主総会の開催予定日	平成 20 年 6 月 25 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 25 日 (水)

以上

定款変更現行改正案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有価証券の売買、<u>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引</u>(以下「有価証券の売買等」という。) 2. 有価証券の売買等の媒介、取次及び代理並びに<u>有価証券市場</u>(外国<u>有価証券市場</u>を含む。)における有価証券の売買等の委託の媒介、取次及び代理。 3. 有価証券の引受及び売出。 4. 有価証券の募集及び売出の取扱。 5. 有価証券の私募の取扱。 6. 貸金庫業務。 7. 公社債の払込金の受入及びその元利金支払の代理業務。 8. 投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務。 9. 有価証券に関する常任代理業務。 10. 株式事務の取次業務。 11. 保護預り有価証券を担保として金銭を貸し付ける業務。 12. 譲渡性預金及び円建銀行引受手形の売買、売買の媒介、取次及び代理業務。 13. 金地金の売買、売買の媒介、取 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有価証券の売買、<u>市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引</u>(以下「有価証券の売買等」という。) 2. 有価証券の売買等の媒介、取次及び代理並びに<u>取引所金融商品市場</u>(外国<u>金融商品市場</u>を含む。)における有価証券の売買等の委託の媒介、取次及び代理。 3. 有価証券の引受及び売出。 4. 有価証券の募集及び売出の取扱。 5. 有価証券の私募の取扱。 6. 貸金庫業務。 7. 公社債の払込金の受入及びその元利金支払の代理業務。 8. 投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務。 9. 有価証券に関する常任代理業務。 10. 株式事務の取次業務。 11. 保護預り有価証券を担保として金銭を貸し付ける業務。 12. 譲渡性預金及び円建銀行引受手形の売買、売買の媒介、取次及び代理業務。 13. 金地金の売買、売買の媒介、取

現行	改正案
<p>次及び代理並びに保管業務。</p> <p>14 .生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業。</p> <p>15 . その他の<u>証券業に関連する業務</u>。</p> <p>16 . 保護預り、有価証券の貸借その他の前各号に付帯する業務。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除く外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上でこれを行う。</p> <p><u>取締役又は監査役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上でこれを行う。</u></p>	<p>次及び代理並びに保管業務。</p> <p>14 .生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業。</p> <p>15 .その他の<u>金融商品取引法により金融商品取引業者が営むことができる業務</u>。</p> <p>16 . 保護預り、有価証券の貸借その他の前各号に付帯する業務。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 19 条 (現行通り)</p> <p>(現行通り)</p> <p><u>(削除)</u></p>

以上